

大分大学工学部学科長規程

平成16年4月1日制定

（目的及び設置）

第1条 大分大学学則（平成16年規則第8号）第4条第5項及び国立大学法人大分大学学部等役職者選考規程（平成16年規程第42号）第2条第3項の規定に基づき、大分大学工学部における学科運営を円滑に行うため、各学科に学科長を置く。

2 前項に規定する学科長のほかに、機械・エネルギーシステム工学科、電気電子工学科及び福祉環境工学科に副学科長を置く。

（任務）

第2条 学科長（副学科長を含む。以下同じ。）は、学科の教育・研究の維持向上に努めるとともに、次の事項を掌理する。

- （1） 学科会議を招集し、その議長となる。
- （2） 学科の教育、学生の生活指導に関すること。
- （3） 学科の人事及び予算に関すること。
- （4） 他学科等との連絡・調整に関すること。
- （5） 学科の建物の監守及び防火管理に関すること。
- （6） 学科の労働安全衛生に関すること。
- （7） 学科の省資源・省エネルギーに関すること。
- （8） その他学科運営に関すること。

（任期）

第3条 学科長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 学科長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（選考）

第4条 各学科は、教授のうちから学科長適任者を選出し、学部長に推薦する。

附 則（平成16年工学部規程第3号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年工学部規程第2号）

この規程は、平成21年2月26日から施行する。